

## 船舶事故調査報告書

平成30年7月25日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年3月4日 08時15分ごろ～08時26分ごろの間）
発生場所	不明（北海道 <sup>はまもと</sup> 浜頓別町頓別漁港東北東方沖）
事故の概要	漁船第二十八 <sup>やよい</sup> 弥生丸は、出港後、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年3月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十八弥生丸、14トン HK2-21760（漁船登録番号）、個人所有 16.67m (Lr) × 4.38m × 1.60m、FRP ディーゼル機関、670kW、平成3年2月2日 第200-27489号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年12月24日 免許証交付日 平成29年1月26日 （平成34年12月23日まで有効） 甲板員A 男性 74歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風速 約2m/s、視程 約1km 海象：海上 平穏、水温 約0℃
事故の経過	本船は、船長、甲板員Aほか3人が乗り組み、漁期開始前の試運転を行う目的で、平成30年3月4日08時15分ごろ頓別漁港を出港した。 船長は、操舵室内で操船中、甲板員Aが大漁旗を操舵室内に片付けているのを見ていた。 もう1人の甲板員（以下「甲板員B」という。）は、船首部で見張り中、後方を見たところ、甲板員Aが落水して海面にいるのを目撃したので、大声を上げた。

	<p>船長は、落水したことを聞き、主機を中立運転とした際、本船の後方約30mの海面に甲板員Aが浮いているのを認めた。</p> <p>船長は、本船を反転させ、甲板員Aから約5mのところまで接近した際、甲板員Aが目及び口を閉じて仰向けの状態で浮いており、顔が海面上に浮き沈みを繰り返していたのを見た。</p> <p>船長は、救命浮環を投げ入れたところ、甲板員Aが救命浮環を抱きかかえた。</p> <p>甲板員Aは、船長及び乗組員2人によってカギの付いた<sup>まお</sup>棒でカップの脇を引っ掛けられ、船内に引き揚げられたが、意識がなかった。</p> <p>甲板員Aは、船長及び乗組員2人が蘇生措置を行ったところ、口から海水を吐き出した。</p> <p>船長は、乗組員2人と共に甲板員Aの蘇生措置を続けながら、帰航し、08時26分ごろ119番に通報を行って救急車を要請し、海上保安庁等に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は08時35分ごろ頓別漁港に到着し、甲板員Aは待機していた救急車により地元の病院に搬送された。</p> <p>甲板員Aは、09時16分ごろ搬送された病院で死亡が確認され、後日、道内の病院で司法解剖が行われ、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、本事故当時、カップ、ジャージ等を着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員Aは、持病がなく、健康状態が良好であった。</p> <p>船長は、ふだん、救命胴衣を着用していない乗組員に対して着用するよう指示をしていたが、本事故当時、指示をしていなかった。</p> <p>船長は、出港の目的が操業ではなく、試運転であったが、乗組員に対して救命胴衣の着用を徹底しておけばよかったと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし なし</p> <p>甲板員Aの死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、08時15分ごろに頓別漁港を出港後、甲板員Bが、海面に浮いている甲板員Aを目撃していたことから、甲板員Aが落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、出港後に落水したものと考えられるが、落水時の状況が目撃されておらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員Aは、落水してから、救命浮環を抱きかかえた姿勢で船内に引き揚げられるまでの間に溺水したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、頓別漁港東北東方沖で試運転中、甲板員Aが落</p>

	水して溺水したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の船長は、乗船する際には救命胴衣の着用を徹底すること。</li><li>・ 船長は、出港する前には乗組員に対して落水防止の指導を行うなど安全に関する注意喚起をすること。</li></ul>

付図1 事故発生場所概略図

